

## 警報発令時に伴う措置について

滋賀県下において、台風の接近等による気象状況により警報発令や災害の発生が予想される場合は、園児の安全を最優先と考え、状況により閉園等の非常処置をとることとなります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、暴風発令等にご注意していただき、下記の通り対応いただきますよう、宜しくお願い致します。

### 記

#### 1. 朝 6 時 45 分の時点で、暴風警報と特別警報が出た場合

保育園は、お子様の安全を考えて休園となります。  
午前中に解除された場合は 13 時から開園と致します。

#### 2. 保育時間中に暴風警報・特別警報が出た場合

警報が発令された時点で、保護者の方にご連絡をさせていただきますので、早急にお迎えにきていただくよう、宜しくお願い致します。

#### 3. その他

- (1) 上記 1 により午前 6 時 45 分の時点で休園となった場合は、13 時から開園となっても給食提供を行いません。
- (2) 台風の数等により、翌日に暴風警報がずれ込んだ場合も同様の取り扱いとします。
- (3) 台風の非常時には、給食食材の手配の都合上、通常開園の場合でも献立内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 突発的な豪雨等により、園児の登園に危険が予測される場合は、各保護者の判断で登園を遅らせるなどして、安全にご配慮ください。

※特別警報は、滋賀県防災ポータルを基準として判断させていただきます。

滋賀県防災ポータル [dis-shiga.jp](https://dis-shiga.jp)